

議事録第13号

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月13日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I.

リガチョフ E. K.

ヴォロトニコフ V. I.

チェブリコフ V. M.

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I.

ソ連共産党中央委員会書記

同志 ヤコヴレフ A. N.

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V.

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 バタリン Yu. P.

シチェルビナ B. E.

対外貿易相

同志 アリストフ B. I.

通信機器工業相

同志 ベルヴィシン E. K.

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P.

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F.

中規模機械製作省第1次官

同志 メシコフ A. G.

国家水文気象委員会第1副委員長

同志 セドゥノフ Yu. S.

ソ連保健省第1次官

同志 シチェーピン O. P.

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァリョフ A. G.

ソ連電力エネルギー省次官

同志 セミョノフ A. N.

ソ連電力エネルギー省全ソ生産公団

「ソユザトムエネルゴ」理事長

同志 ヴェレテンニコフ G. A.

ソ連科学アカデミー会員

同志 レガソフ V. A.

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部長

同志 ヤストレボフ I. P.

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部次長

同志 フロルィシェフ V. M.

1. 事故処理作業について

この問題に関するシラエフ同志の報告を了解。

発電所内の、放射能を帯びた原子炉部品類の堆積物および敷地区画をコンクリートで固める作業を一時的に中止するのが妥当と判断する。

アレクサンドロフ、レガソフ両同志に対し、これら作業の遂行の可能性および手順に関する助言、並びに破壊原子炉の基礎強化に関する同様の助言を早急にとりまとめるよう委任する。

より効果的に気化窒素を送入することを目的に、圧力抑制プールへ通じる注入口を設ける作業に力を入れること、さらに、高レベルの放射能を帯びた原子炉部品類の除去を第1にした、発電所敷地内

の除染作業に力を注ぐことが必要と判断する。

2. ソ連ヨーロッパ部の放射線状況について

全体として現在も状況は改善しつつあるとの、セドゥノフ同志の報告を了解。キエフの放射線レベルは、毎時0.21ミリレントゲンにまで低下。

イズラエリ、セドゥノフ両同志に対し、発電所地区の水源を、放射能を含んだ土壌および雨水の流入から防ぐためのしかるべき提言、さらに、放射線レベルが上昇した諸地区の、その他水域の汚染防止に関する提言を用意するよう委任する。それらの提言は、1986年5月14日の当特別作業班会議で直接、報告される。

3. 事故被災住民の医療について

この1昼夜間に443名が入院し、908名が退院したことを指摘。常時の治療および検査のため入院している人は、9733名であり、うち子どもは4200名。

放射線障害の診断を受けた患者は、子ども37人を含む、299人。この1昼夜間に1人が死亡。全体で[原文ヌケ]死亡し、2名が事故時にすでに死亡。

当特別作業班の委任に基き、5月13日にキエフでウクライナ・ソビエト社会主義共和国保健省ならびにウクライナ・ソビエト社会主義共和国科学アカデミーの代表者との会議が実施され、この中で、科学的裏付けのあるデータを元に、子どもや妊婦、及び乳児を抱えた母親をキエフから避難させる根拠はないとの結論が得られたとする、シチェーピン同志の報告を了解。この結論については、共和国指導部に通知されている。

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国保健省が、放射線状況の評価においてミスを犯した上、示した根拠に乏しい性急な対応と勧告が、キエフの市民の間にパニック的な風潮とデマの広まりを招いたことを指摘する。

4. 線量測定器によるウクライナ及びベロルシアの放射線監視の組織化について

メシコフ、ペルヴィシン両同志に対し、そうした測定装置の需要を詳細に分析し、その需要を満たすために講じられる措置について、1986年5月14日の当特別作業班会議で報告するよう委任する。

5. 壊原子炉の状況および事故処理のための緊急措置について

原子炉の状態は安定化したという、アレクサンドロフ、レガソフ両同志の報告を了承。環境中に放出される放射性物質の量は著しく減少したものの、原発の通常運転時に比べると、まだ15 - 20倍である。放出される放射性物質のうち、除染が困難な長半減期核種の割合が増加している。

特別作業班の議論において、以下の項目が優先的な事故処理対策として提案された。

- 1) 原発敷地内の放射性物質がプリピャチ川へ流れ込むことに対して、防護壁設置を含む対策。
- 2) 原発敷地内に存在する、破壊原子炉からの大きな破片の撤去、その除染とコンクリート化。
- 3) 原子炉基礎プレートの下に予防的冷却床を設置すること。
- 4) 放射性物質の大気中への放出を減少させるため破壊原子炉に覆いをすること。
- 5) 4号炉の最終的な埋葬に向け、効果的な熱除去と水素の蓄積による爆発回避のための空気状態管理に責任を持てる組織を含めた、詳細な計画の立案。

上記の課題の科学的検討、具体的な勧告と計画の立案のため、必要な資質を備えた、指導的科学者、専門家から構成される調整センターをモスクワに設置するものとする。

ソ連閣僚会議総務局 総務課 2 印

N . ルィシコフ